

株 主 各 位

千葉県松戸市松飛台296番地の1
株式会社 精工技研
代表取締役社長 上 野 昌 利

第44回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第44回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討いただきまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年6月16日（木曜日）午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年6月17日（金曜日）午前10時
2. 場 所 千葉県柏市末広町14番1号
ザ・クレストホテル柏4階 クレスト
3. 目的事項
報告事項
 1. 第44期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第44期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）6名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
- 第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額設定の件
- 第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件
- 第8号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬等の額及び内容決定の件
- 第9号議案 ストックオプションとして新株予約権を発行する件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

- ◎次の事項につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.seikoh-giken.co.jp/>) に掲載しておりますので本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。
- ①連結計算書類の連結注記表 ②計算書類の個別注記表
- ◎株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

I 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及びその成果

【全般的概況】

当連結会計年度における世界経済は、中国をはじめアジアの新興国の景気減速に歯止めがかからず、これらの地域の需要低迷から、欧州経済も輸出や生産に勢いがいない状況が続いています。一方米国においては、ゼロ金利政策解除後の金融市場の混乱もなく、製造業を中心に緩やかな拡大が続きました。

我が国においては、企業収益が回復基調で推移しており、設備投資は上向き、雇用や所得環境も改善しています。しかしながら、新興国経済の更なる成長鈍化や平成28年年初からの円高、不安定な原油価格等に対する懸念から企業マインドは弱含んでおり、先行きの不透明感が拭えない状況が続いています。

当社グループが関わる情報通信関連やエレクトロニクス関連市場においては、これまで市場の成長を牽引してきたスマートフォンの拡大にブレーキがかかることとなりました。機能を抑えたローエンド端末の需要拡大は続いているものの、需要の大きい中国において普及が一巡したことから、スマートフォン市場の成長率は鈍化しています。カーエレクトロニクスの分野では自動運転システムの技術開発が進み、車載カメラやセンサー等のキーデバイスの進化が注目を集めています。また、街中を走る自動車に通信機能を付加し、得られる情報を活用することで、より快適で安全な運転環境を実現するコネクテッドカーの市場拡大が急速に進むこととなりました。これらモバイル端末や自動車をはじめ、家電製品や産業機械等、様々な物がインターネットにつながる「モノのインターネット」(Internet of Things : IoT) は実用フェーズへと移行しています。収集されたビッグデータを解析、応用することで、既存のビジネスモデルや産業構造そのものがこれから大きく変化していく可能性を秘めています。

こうした中で当社グループは、中期経営計画『マスタープラン2010』の遂行に引き続き取り組みました。『マスタープラン2010』は、筋肉質な企業体質づくりを目指す「事業の再構築」、販売力と商品開発力の強化による「事業拡大」、迅速で的確な意思決定を実現する「組織変革」の3つの軸からなる経営計画です。計画初年度となる2010年度は主に「事業の再構築」に注力し、採算の取れない事業や製品からの撤退、人件費や研究開発費等の低減に取り組みました。

2年目以降は「事業の再構築」から「事業拡大」へと軸足を移し、販売力と価格競争力の強化、新事業・新製品・新分野創出のための施策を通して、恒常的に利益を創出できる企業体質の確立を目指してまいりました。

当連結会計年度は、昨年度に引き続き「事業拡大」を具現化するための成形品ビジネスの拡大に取り組みました。これまで精密金型を主力製品として外販してきた精機関連では、内製した金型を用いて精度の高い成形品を量産し、これを外販するビジネスへと移行を進めています。当社グループが創業以来培ってきた金型技術と精密研磨、精密加工技術を応用して開発した薄肉微細転写、加飾成形技術は、極めて微細な凹凸を、量産性を確保しながらも成形品として正確に表現することができることから、出展した展示会では様々な業界のお客様から注目を集めました。国内の連結子会社では、モバイル機器向けの金属プレス成形品の販売が好調に推移しました。また、堅調な需要拡大が続いている車載用電子部品については、大規模地震等による事業継続リスクを鑑み、北海道千歳市に新たな生産拠点の建設を進めました。

価格競争力の強化に向けては、中国の杭州と大連の製造子会社において原価低減を実現するための課題の明確化と課題解決のための施策を推進し、その進捗状況を本社と共有しながら製造現場の競争力強化を図りました。

こうした諸施策を実施した結果、当連結会計年度の売上高は12,182,898千円（前連結会計年度比5.8%増）となりました。損益面では、採算性の良い製品の販売が好調に推移したことや経費削減の取り組み等により原価率が低下し、営業利益は930,263千円（前連結会計年度比69.5%増）、経常利益は967,258千円（前連結会計年度比50.0%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は550,287千円（前連結会計年度比81.2%増）となり、増収増益を達成することができました。

なお、当事業年度の期末配当につきましては、株主の皆様に対して安定的な剰余金配当を行うという方針を元に当事業年度の業績、内部留保等のバランスを鑑み、前事業年度実績から1株当たり8円を増額し、1株当たり16円とさせていただきます。

【セグメント別概況】

《精機関連》

精機関連では、金属を精密に加工したり、金属面をナノメートル（100万分の1ミリメートル）レベルで研磨することのできる技術をベースに、光ディスク成形用金型に代表される精密金型を製造し、永くお客様に提供してまいりました。近年は、金型を販売しながらも、自社で製造した金型を用いて精密成形品を大量生産し、これをお客様にご提供していく成形品ビジネスへと軸足を移しています。光ディスク成形用金型の製造を通して獲得した薄肉成形技術や、ミクロン単位の微細な凹凸を正確に成形品に写し取る微細転写技術を応用して開発した加飾成形技術は、金属の高級な質感を樹脂製品に装飾する高度な技術で、出展した展示会では多くの注目を集めました。

また、当連結会計年度は、電子機器向けの金属プレス成形部品の販売が好調に推移しました。モバイル端末やデジタルカメラ、家庭用電化製品のリモコンのボタン部分等に用いられるこの成形部品は、形状やストローク幅、打感、クリック音等、お客様が求めるあらゆる仕様に対応できる高い技術力が評価され、期を通して継続的な受注を獲得することができました。自動車関連では、インサート成形によって樹脂と金属の異なる素材を組み合わせ、耐熱性と耐摩耗性を兼ね備えた多様な車載用成形品をお客様に提供しています。当連結会計年度は、自動車需要の拡大を背景に、ブレーキ圧や燃料の噴射圧等を感知するためのセンサー用基幹部品の販売が堅調に増加しました。

これらの結果、当連結会計年度の精機関連の売上高は7,594,944千円（前連結会計年度比11.4%増）となりました。

《光製品関連》

光製品関連では、快適なインターネット環境を支える光通信網に使用される光コネクタ等の光通信デバイスや、光通信デバイスの量産に不可欠な光コネクタ研磨機等を製造、販売しています。光通信を取り巻く市場においては、スマートフォン等の携帯情報端末の普及や、ソーシャルネットワーキングサービス、動画配信の拡大等により、通信トラフィックが急激に増加しています。併せて、人や情報端末だけではなく、家電や自動車等、多種多様な物がインターネットへつながるIoT時代が到来し、世界を流通するデータ情報量は今後もますます増加することが見込まれています。しかしながら、拡大する光通信市場において大量に需要が生じる汎用的な部品は、当連結会計年度においても市場価格の下落が続きました。一方、光通信デバイスの生産拠点のある中国では人件費が高騰しており、原価低減効果を薄めています。

光製品関連では、光通信関連製品以外に、電気信号と光信号を相互に切り替える技術を応用した装置群の製造、販売も行っています。その中で、テレビのデジタル電波を中継する光伝送装置は、平成23年7月にアナログ電波が地上デジタル波に移行してから4年を経過し、置き換え需要が高まっています。また、自動車に搭載される電装品が発する微量な電波を、光ファイバーを用いて正確に測定する光電界センサーは、電装品のノイズに起因する誤作動を解消し、より安全な運転性能を確保する目的で、自動車メーカーからの引き合いが増加しました。

これらの結果、当連結会計年度の光製品関連の売上高は4,587,953千円（前連結会計年度比2.4%減）となりました。

当連結会計年度のセグメント別売上高の内訳は下表のとおりであります。

区 分	前連結会計年度		当連結会計年度		前連結会計年度比	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	増減率
精 機 関 連	千円 6,814,875	% 59.2	千円 7,594,944	% 62.3	千円 780,068	% 11.4
光製品関連	4,702,610	40.8	4,587,953	37.7	△114,657	△2.4
合 計	11,517,486	100.0	12,182,898	100.0	665,411	5.8

2. 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施いたしました設備投資の総額は1,541,844千円で、その主なものは次のとおりであります。

(1) 当連結会計年度中に完成した主要設備

精機関連	建物及び付属設備（子会社新工場）、自動組立装置、 放電加工機、マシニングセンタ、射出成形機、金型等
------	--

光製品関連	光部品製造設備、フェール製造設備、測定器、金型等
-------	--------------------------

その他設備	生産管理システム、社用車等
-------	---------------

(2) 当連結会計年度において継続中の主要設備の新設、拡充

子会社新工場用製造設備（精機関連）等

(3) 当連結会計年度に実施した重要な固定資産の売却、撤去、消失

該当事項はありません。

3. 資金調達の状況

当連結会計年度におきましては、増資又は社債発行及び借入による資金調達は行っておりません。当連結会計年度中に実施いたしました設備投資等の所要資金は、自己資金を充たいたしました。

4. 対処すべき課題

当社グループはこれまで、2010年4月よりスタートさせた中期経営計画『マスタープラン2010』に基づき、安定的な利益成長の実現に向けて様々な施策を展開してまいりました。『マスタープラン2010』では、計画最終年度となる2015年度の定量的な経営目標を、連結売上高100億円、連結営業利益13億円と設定し、筋肉質な企業体質を構築するための「事業の再構築」、売上規模の拡大を目指す「事業拡大」、成長を支える土台作りのための「組織変革」の3つを基本方針に据えて、それぞれの課題解決に取り組みました。そうした結果、当連結会計年度の連結売上高は121億円となり、『マスタープラン2010』で設定した経営目標を達成することができましたが、連結営業利益は9億円に留まり、次期以降へ課題を残すこととなりました。

そこで当社グループは、『マスタープラン2010』で達成できなかった課題の解決と、当社グループが第50期を迎える2021年度にあるべき企業像の実現に向けて、新たな中期経営計画『マスタープラン2016』を策定し、2016年度からスタートさせることとしました。『マスタープラン2016』では、当社グループが目指す企業ビジョンと2021年度の経営目標を次のとおり定め、これを実現するための取り組みを通して、次なる50年も安定的に企業価値を向上させることができる企業体質を確立いたします。

■ 企業ビジョン

私たちは「世界の顧客のベストパートナーとなる」ために挑戦し続けます。

- ・精密技術で、顧客から最も頼りにされる存在となります。
- ・柔軟な発想で、新事業・新製品・新技術を創造します。

■ 2021年度経営目標

連結売上高 250億円 連結営業利益 25億円以上

新たな中期経営計画『マスタープラン2016』では、当社グループが対処すべき課題として次の3点を認識しております。

(1) 既存事業の収益力強化

当社グループは、精密加工や精密研磨といった競争力のある技術をベースに、世界の市場に向けて事業展開を行っています。その事業領域は、自動車や通信インフラ、ノートパソコンやモバイル端末等のエレクトロニクス機器をはじめ放送用、測定用機器等、多岐にわたっています。それぞれの市場環境は異なるものの、総じて環境変化は加速度的に早くなり、競合企業との競争は国家や業界の垣根を越えて激化する傾向にあります。そうした中でも着実にシェアを伸ばし、売上と利益の成長を実現するためには販売力と価格競争力の強化が欠かせません。

販売力を高める上ではまず、的確なマーケティングを通して成長市場を見極め、その市場に求められるニーズと当社グループが有する技術や製品との接点を把握することが重要です。また、新しいお客様と出会う機会を数多く作り出すためにも、展示会への出展や新聞、雑誌等へのプレスリリース、ホームページ等のメディアを通して当社グループの技術や製品を積極的に広報し、市場での認知度を高めてまいります。並行して新製品、新技術の開発からリリースまでの時間を短縮し、技術、品質、性能の各面でお客様の期待を超えるサービスを提供してまいります。

価格競争力の強化に向けては、「生産」「購買」「物流」の各方面の最適化を図ることにより、製造原価のさらなる低減を目指します。生産面では各工場において、自動化を含む生産工程の改善や製品設計の改良等を通してリードタイムの短縮に取り組むほか、小集団活動等を通して不良率の低減を推進しています。購買面では、世界中の取引先との良好なパートナーシップを維持しながら、最良の部材を最も適切な価格で調達できる体制の構築を目指すほか、物流面では受注から納品までの無駄を排除し、コストと時間を最小化するサプライチェーンの構築に取り組んでまいります。

(2) 事業ポートフォリオの最適化

当社グループが将来に向けて安定的に企業価値を向上し続けることのできる企業グループとなるためには、成熟した市場の中で安定的にキャッシュを生み出す「収益基盤事業」、成長する市場の中で需要の増加に比例してキャッシュの増加が見込める「成長牽引事業」を確保する一方、未来の収益基盤事業、成長牽引事業の創出に向けて、「成長期待事業」の早期収益化や「次世代事業」の開拓が不可欠であります。

当社グループは、従前の中期経営計画『マスタープラン2010』の中で実施した構造改革とM&Aによって、それまで続いていた赤字体質を脱却し、現在では、車載用成形品や精密プレス部品、光コネクタ研磨機や光伝送装置、光電界センサーといった「収益基盤事業」「成長牽引事業」を確保しています。

一方、光通信用部品は、市場は拡大しているものの単価の下落が著しく、主力工場のある中国の人件費高騰も起因して利益の確保が厳しさを増す中、原価低減への取り組みを強化しながら、より付加価値の高い新製品の開発に力を注いでいます。また、高耐熱レンズは現在スマートフォン向けが多く、新機種への搭載の可否によって売上に波が生じるため、医療や自動車等、他分野への展開を推進しています。金型販売から事業構造の変革途上にある精密成形品ビジネスは、展示会等で様々な業界のお客様から引き合いをいただき、量産に向けて試作成形を繰り返しています。これら既存の「成長期待事業」の変革に取り組むことで収益化を図り、より競争力のある「成長牽引事業」へと早期に移行させるべく取り組む一方、収益化が困難な不採算事業は合理化を実施していきます。

また、「収益基盤事業」と「成長牽引事業」で創出したキャッシュを利用して、自動車や医療機器、バイオ等、今後の成長が見込める産業分野に新しい「次世代事業」を見出し、育てていくことも欠かせません。当社グループは、創出したキャッシュを滞留させることなく次代を担う事業群の創出へと活用することにより、持続的な企業成長を可能とする最適な事業ポートフォリオを構築してまいります。

(3) 経営基盤の強化

当社グループが永続的に企業価値を向上していくためには、「人」「モノ」「金」「情報」といった経営資源の充実、強化を図ることが重要です。

「人」の面では採用、育成に力を注ぐ一方、新たに設定した当社グループの行動指針“3C”（Challenge：挑戦、Communicate：連携、Complete：完遂）を実践できる人材を評価、優遇する評価制度、報酬制度への制度改訂に取り組み、人財力の強化を図ります。また、「達成感」「公平感」「連帯感」が感じられる組織風土の実現に向けて組織風土改革にも取り組み、全社員が有する能力を100%発揮できる組織を目指します。

「モノ」や「金」の面では、中期事業計画に基づいた設備投資を行う一方、目指す企業像の実現に向けて社内で創出することが困難な場合や、社外から取り込む方が早い実現が見込まれる場合は、技術や設備、事業への戦略的な投資を積極的に行ってまいります。

「情報」の面では、当社グループ内の連携を強化し、各社が有するナレッジを共有化する中で、そこから新しい付加価値を創造していくことが重要です。その実現に向けて現在は、半年に一度、グループ各社の幹部が日本本社に集結し市場の動向や技術開発の状況を共有する国際経営会議を開催しています。2016年度からは、新製品、新技術の創出を目的に、事業横断での開発推進会議を開始しました。

当社グループは、中期経営計画『マスタープラン2016』で明確化した方針と施策を着実に遂行することにより、成長の土台となる経営基盤を一層強化し、より幅広い産業領域において永続的に社会の発展に貢献する企業グループとなるべく、努力してまいりたいと考えております。

5. 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

6. 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

7. 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

8. 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

9. 財産及び損益の状況

区 分	第 41 期 (平成25年3月期)	第 42 期 (平成26年3月期)	第 43 期 (平成27年3月期)	第 44 期 (当連結会計年度) (平成28年3月期)
売 上 高 (千円)	4,986,398	10,381,910	11,517,486	12,182,898
親会社株主に帰属する 当期純利益又は 親会社株主に帰属する 当期純損失(△) (千円)	△126,087	△27,631	303,644	550,287
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△) (円)	△13.80	△3.02	33.07	59.85
総 資 産 (千円)	20,826,566	23,483,918	24,250,157	24,840,005
純 資 産 (千円)	19,576,686	20,353,712	21,022,903	21,190,502
1株当たり純資産 (円)	2,140.34	2,218.55	2,286.47	2,302.30

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は、期中平均株式数により算出しており、1株当たり純資産は、期末発行済株式総数により算出しております(当該株式数につきましては、自己株式を控除しております)。
2. 売上高・親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失・総資産・純資産の金額は、千円未満を切捨て、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失及び1株当たり純資産は、銭未満を四捨五入して表示しております。

10. 重要な子会社の状況

(1) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
SEIKOH GIKEN USA, INC.	千米ドル 3,440	100.0%	光ディスク用金型部品の販売 及びメンテナンス並びに光部品、 光部品製造機器の販売
SEIKOH GIKEN EUROPE GmbH	千ユーロ 1,900	100.0%	光ディスク用金型部品の販売 及びメンテナンス並びに光部品、 光部品製造機器の販売
杭州精工技研有限公司	千円 810,000	100.0%	光部品及びレンズの製造及び 販売並びに光部品製造機器の販売
大連精工技研有限公司	千米ドル 8,737	100.0%	光部品の製造及び販売
マイルストーン株式会社	千円 83,040	50.1%	プラスチックレンズ、ガラスレン ズに関わる特許権の管理
不二電子工業株式会社	千円 675,000	100.0%	自動車用部品、電子部品等の 製造及び販売

- (注) 1. 当社の連結子会社は上記に記載の6社に加え、平成22年9月に営業を停止し休眠化した香港精工技研有限公司であり、その他に持分法適用会社1社があります。
2. 当連結会計年度の連結業績につきましては、前記「1. 事業の経過及びその成果」に記載のとおりであります。

(2) 事業年度末日における特定完全子会社の状況

特定完全子会社に該当する子会社はありません。

11. 主要な事業内容（平成28年3月31日現在）

当社グループは、各種精密金型及び自動車用部品、電子部品等の精密成形品の製造販売を展開する精機関連と、光部品及び光部品製造機器等の製造販売を展開する光製品関連を中核事業とし、これに付帯する一切の事業を併せて営んでおります。

それぞれの事業部門における主要な製品は次のとおりであります。

区分	主要製品名	
精機関連	精密金型	光ディスク等の各種精密金型、金型用部品等
	精密成形品	自動車用部品、電子部品、高耐熱レンズ等
光製品関連	光部品	光コネクタ、光コネクタ付コード、光減衰器、 フェールル、光ファイバ先端加工等
	光部品製造機器	光コネクタ研磨機、光測定器、フェールル端面クリーナ等

12. 主要な営業所及び工場（平成28年3月31日現在）

(1) 当社の主要な事業所

本 社 千葉県松戸市
支 店 台湾支店（中華民国）
工 場 本社工場（千葉県松戸市）
第2工場（千葉県松戸市）
第4工場（千葉県松戸市）

(2) 子会社

SEIKOH GIKEN USA,INC.（アメリカ合衆国）
SEIKOH GIKEN EUROPE GmbH（ドイツ連邦共和国）
杭州精工技研有限公司（中華人民共和国）
大連精工技研有限公司（中華人民共和国）
マイルストーン株式会社（千葉県松戸市）
不二電子工業株式会社
本社工場（静岡県静岡市）
岡部工場（静岡県藤枝市）
千歳工場（北海道千歳市）

13. 企業集団の使用人の状況（平成28年3月31日現在）

事業の種類別セグメントの名称	使用人数	前連結会計年度末比増減
精 機 関 連	235名	42名減
光 製 品 関 連	505名	11名減
全 社（共 通）	48名	6名減
合 計	788名	59名減

- (注) 1. 使用人数は、就業員数を記載しております。
2. 使用人数が前連結会計年度末と比べて59名減少しておりますが、その主な理由は、中国の子会社において、年度後半にレンズ関連の受注が減少したことに伴い、自然減に対する人員補充を行わなかったこと等に因ります。

14. 主要な借入先（平成28年3月31日現在）

該当事項はありません。

II 会社の株式に関する事項（平成28年3月31日現在）

1. 発行可能株式総数 37,000,000株
2. 発行済株式の総数 9,333,654株（自己株式 132,890株を含む）
3. 株主数 3,431名
4. 大株主（上位14名）

株主名	持株数	持株比率
上野昌利	912 千株	9.91 %
有限会社 高志	725	7.89
有限会社 光研	654	7.11
木村保	609	6.62
細江由紀子	432	4.70
都丸由美子	430	4.68
上野淳	329	3.58
吉田智恵	329	3.58
高橋藤子	321	3.50
細江一稀	249	2.71
細江美里	249	2.71
細江直輝	249	2.71
向山沙希	249	2.71
都丸未季	249	2.71

(注) 持株比率は、発行済株式の総数から自己株式（132,890株）を除いて計算しております。

5. その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

Ⅲ 会社の新株予約権等に関する事項

1. 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。
2. 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
3. その他新株予約権等に関する重要な情報
該当事項はありません。

Ⅳ 会社役員に関する事項

1. 取締役及び監査役の氏名等（平成28年3月31日現在）

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	上 野 昌 利	事業本部長 不二電子工業(株) 取締役
専 務 取 締 役	木 村 保	SEIKOH GIKEN USA, INC. 代表取締役会長 SEIKOH GIKEN EUROPE GmbH 代表取締役会長 杭州精工技研有限公司 董事長 大連精工技研有限公司 董事長 不二電子工業(株) 取締役
取 締 役	柳 瀬 晴 夫	不二電子工業(株) 取締役
取 締 役	來 関 明	光学製品事業本部長 杭州精工技研有限公司 董事 総経理 大連精工技研有限公司 董事
取 締 役	上 野 淳	杭州精工技研有限公司 董事 大連精工技研有限公司 董事
取 締 役	大久保 勝 彦	(株)大久保技術経営事務所 代表取締役
常 勤 監 査 役	森 保 彦	
監 査 役	三 好 徹	三好総合法律事務所 所長 (株)オーハシテクニカ 社外監査役
監 査 役	相 場 俊 夫	(有)オーシーエムコンサルタント 代表取締役 相場公認会計士事務所 所長 不二電子工業(株) 監査役

- (注) 1. 取締役大久保勝彦氏は、社外取締役であります。
2. 監査役三好 徹氏及び監査役相場俊夫氏は、社外監査役であります。
3. 取締役大久保勝彦氏、監査役三好 徹氏及び監査役相場俊夫氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 監査役三好 徹氏は、弁護士の資格を有しております。
5. 監査役相場俊夫氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 当事業年度中における取締役及び監査役の地位及び担当等の異動は次のとおりであります。

氏 名	異動前	異動後	異動年月日
上野 淳	取締役 杭州精工技研有限公司 董事 大連精工技研有限公司 董事 (大連精工技研有限公司出向 副総経理)	取締役 杭州精工技研有限公司 董事 大連精工技研有限公司 董事	平成27年12月1日

2. 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役、社外監査役共に5百万円又は法令の定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。

3. 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	支給人員	支給額
取締役	5名	60,021千円
(うち社外取締役)	(1名)	(1,800千円)
監査役	3名	12,360千円
(うち社外監査役)	(2名)	(3,600千円)
合計	8名	72,381千円
(うち社外役員)	(3名)	(5,400千円)

- (注) 1. 取締役来 関明氏につきましては、当社子会社杭州精工技研有限公司の総経理を兼務しており、当社からは取締役としての報酬を支給していないため、支給人員から除外しております。同氏が杭州精工技研有限公司から当事業年度に支給された報酬額は16,322千円であります。
2. 取締役の報酬限度額は、平成10年3月5日開催の臨時株主総会において、月額30,000千円以内と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成10年3月5日開催の臨時株主総会において、月額10,000千円以内と決議いただいております。

4. 社外役員に関する事項（平成28年3月31日現在）

(1) 重要な兼職先と当社との関係

- 取締役大久保勝彦氏は、株式会社大久保技術経営事務所の代表取締役を兼務しております。

なお、当社と株式会社大久保技術経営事務所の間には特別の関係はありません。

- ・ 監査役三好 徹氏は、三好総合法律事務所の所長及び株式会社オーハシテクニカの社外監査役を兼務しております。
当社は、三好総合法律事務所との間に弁護士顧問契約を締結しております。
なお、当社と株式会社オーハシテクニカとの間には特別の関係はありません。
- ・ 監査役相場俊夫氏は、相場公認会計士事務所の所長及び有限会社オーシーエムコンサルタントの代表取締役を兼務しております。
当社は、相場公認会計士事務所との間に業務委託契約を締結しております。
なお、当社と有限会社オーシーエムコンサルタントとの間には特別の関係はありません。

(2) 当事業年度における主な活動状況

① 取締役会等への出席の状況

	取締役会（13回開催）		監査役会（8回開催）	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役 大久保勝彦	13回	100%	—	—
監査役 三好 徹	13回	100%	8回	100%
監査役 相場俊夫	13回	100%	8回	100%

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第26条第2項の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。

② 取締役会等における発言の状況

社外取締役大久保勝彦氏は、経験に基づいた見地から、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するために必要な発言を適宜行っております。

社外監査役三好 徹、相場俊夫の両氏は、それぞれ弁護士、公認会計士としての専門的な見地から、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための発言、並びに内部統制システムの構築及び運用に当たり助言を行っております。また監査役会においては、両氏はそれぞれの専門的な見地から、審議事項に係る有益な意見表明を行っております。

V 会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

2. 報酬等の額

(1) 当事業年度に係る報酬等の額 19,000千円

(2) 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の
財産上の利益の合計額 32,000千円

- (注) 1. 監査役会は、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告を通じて、会計監査人の監査計画の内容、過年度における職務執行状況や報酬見積りの算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬について、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区別していないため、上記(1)の金額にはこれらの合計額を記載しております。

3. 連結子会社の監査

当社の連結子会社であるSEIKOH GIKEN USA,INC.、SEIKOH GIKEN EUROPE GmbH、杭州精工技研有限公司、大連精工技研有限公司は、当社の会計監査人以外の監査法人（外国における当該資格に相当する資格を有するもの）の監査を受けております。

4. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合に、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

VI 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

1. 業務の適正を確保するための体制

当社は、経営理念を具現化し、株主の皆様やお客様、取引先、協力会社、地域社会、従業員とその家族等のあらゆるステークホルダーに対する企業価値向上を図るため、リスクやコンプライアンスを的確に管理するための社内規程を整備し、取締役並びに従業員が法令、定款並びにこれらの社内諸規程等の遵守を徹底することにより内部統制が確実に機能するよう努めております。

その一環として、会社法第362条及び会社法施行規則第100条に基づいて「内部統制システムの基本方針」を策定しており、その内容は次のとおりであります。

「内部統制システムの基本方針」

(1) 経営理念

当社及び当社の子会社から成る企業集団（以下、「当社グループ」という。）は、以下の経営理念を、業務執行に係るすべての経営活動の拠り所とする。
『すぐれた技術と独創性で、質の高い商品を供給し、社会の進歩発展に貢献して、会社の成長と社員の幸福を追求する。』

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、法令・社内規程に基づいて、文書等の保存を行う。

情報の管理については、情報セキュリティ基本方針に基づいてISMS（情報セキュリティマネジメントシステム）を確実に運用することとする。

(3) 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、当社グループに共通するリスク管理規程、経営危機管理規程その他の社内規程において、当社グループのリスク管理体制及び有事の際の対応を明確化する。

また当社は、日常の労働安全衛生面、環境面、製品品質面及び情報セキュリティ面等に関して、当社グループ内で開催する各種委員会等を通してリスク管理を行う。業務担当部門においては、各々の業務に内在するリスクを専門的な立場から把握し、これを自律的に管理することとする。

また当社の内部監査室は、当社各部署及び当社の子会社におけるリスク管理状況を監査し、その結果を当社の代表取締役社長に報告することとする。

(4) 当社及び当社子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は毎月1回の定例取締役会及び必要に応じて臨時取締役会を開催し、重要事項の決議並びに取締役の業務執行状況の監督等を行う。取締役の職務執行をより効率的に行うため、常勤取締役、常勤監査役並びに各部門の業務執行責任を負う部長から構成される部門間連絡会を原則として毎月2回開催し、各部門の業務執行状況と経営に関する重要情報を共有することとする。

業務運営については、当社グループの中長期及び単年度の経営目標とその達成に向けての経営計画（マスタープラン）を策定し、当社の各部門及び当社子会社においては、その目標達成のための具体的な事業計画を策定・実行する。また、その目標に対する進捗状況については、当社の各部門責任者からの業績報告や、半期に1回開催する国際経営会議における各子会社の取締役等からの業績報告を通じて定期的に検証することとする。

日常の業務執行については、当社の業務分掌・職務権限規程、当社子会社においては関係会社運営規程に基づいて、各職位及び子会社の権限と責任を明確化する。職務を割当てられた各職位者及び子会社の取締役等は自らの業務活動の完遂を期すと共に、各組織単位は相互に関係する業務を協調して行うことにより、業務執行の効率性を確保することとする。

(5) 当社及び当社子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、当社グループの取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、これに係る当社グループ内規程を制定すると共に、当社にコンプライアンス担当取締役を定める。コンプライアンス担当取締役は、役職員に対する教育等のコンプライアンス推進活動状況を取締役会及び監査役会に報告する。また、当社グループ全体のコンプライアンスを推進する委員会を設置するほか、当社内に、当社グループのコンプライアンスに係る通報相談を受け付ける通報相談窓口を設置することとする。

(6) 当社及び当社子会社における業務の適正を確保するための体制

当社は、当社グループ内規程に基づき、当社子会社からの取締役の職務執行等に関する定期報告を通して事業の運営状況を適切に把握することとする。経営上の重要案件については、各社の経営の自主性を尊重しつつ、事前協議を行う等相互に密接な連携を図り、当社グループ全体の経営の効率化を図ることとする。

(7) 財務報告の適正性を確保するための体制

当社は、経理規程その他の社内規程に基づき、会計基準その他関連する諸法令を遵守し、単体及び連結ベースでの財務報告の適正性を確保するための体制を構築する。また、その体制の整備・運用状況を評価・改善するための仕組みを構築することとする。

(8) 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役は、必要に応じて、内部監査室スタッフを監査役の職務を補助すべき使用人として任命することができ、当該使用人は、もっぱら監査役の指揮命令に従わなければならない。また、監査役の職務を補助すべき使用人の任命・異動については、監査役の同意を得て行うこととする。

(9) 当社及び当社子会社の取締役及び使用人等が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ① 当社の取締役は、監査役の要請に応じて次の資料提供又は報告を行うこととする。
 - (i) 稟議書、会議議事録、契約書
 - (ii) 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実
 - (iii) 毎月の経営状況として重要な事項
 - (iv) 内部監査状況及びリスク管理に関する重要な事項
 - (v) 重大な法令・定款違反のおそれのある事実
 - (vi) その他コンプライアンス上重要な事項
- ② 当社の使用人は、前項(ii)又は(v)に関する重大な事実を発見した場合には、監査役にこれを直接報告できるものとする。
- ③ 当社グループの役職員は、当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。
- ④ 当社グループの役職員は、法令等の違反行為等、当社又は当社の子会社等に著しい損害を及ぼすおそれのある事実については、これを発見次第、直ちに当社監査役又は監査役会に対して報告を行うこととする。
- ⑤ 当社グループの内部通報制度の担当部署は、当社グループの役職員から内部通報の状況について、定期的に当社監査役に対して報告する。
- ⑥ 当社は、当社グループの監査役へ報告を行った当社グループの役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨をコンプライアンス委員会等を通じて当社グループの役職員に周知徹底する。

(10) 監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

(11) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は取締役、会計監査人及び内部監査室と適時、意見交換を実施することとする。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

(1) 業務執行の適正及び効率性の確保に関する取り組み

当社は、毎月開催する定例の取締役会の他に、必要に応じて臨時取締役会を開催し、重要事項の決議並びに取締役の業務執行状況の監督等を行っております。当事業年度においては13回の取締役会を開催し、社外取締役及び監査役はそのすべてに出席しております。

また当社においては、常勤取締役、常勤監査役並びに各部門の業務執行責任を負う部長から構成される部門間連絡会を年間22回開催したほか、海外も含めて当社子会社の取締役や経営幹部が一堂に会する国際経営会議を年間2回開催し、各社、各部門の業務の執行状況と経営に関する重要事項の共有を行いました。

(2) コンプライアンスの管理及び損失の危険の管理に関する取り組み

当社は、当社グループの取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するほか、リスク管理体制と有事の際の対応等を明確化するため、当社グループ共通のコンプライアンス管理規程、リスク管理規程を策定し、これを運用しております。

当事業年度においては、当社グループが遵守すべき法令を整理した「コンプライアンス・ガイドライン」の遵守状況を各部門が確認すると共に、最新の法令改正に対応した内容へとアップデートを行いました。また3月には、大規模地震の発生を想定して当社の全従業員を対象に安否確認システムの訓練を行い、非常時の対応の確認を行いました。

(3) 監査役監査の実効性の確保に関する取り組み

当社は監査役会を設けております。当事業年度においては8回の監査役会を開催し、監査に関する重要な事項の決議・報告・協議を行いました。各監査役は監査計画に基づいて監査を行うと共に、代表取締役と適宜意見交換を行いました。

(4) 内部監査の実施状況について

内部監査室は、年間の内部監査計画に基づき、各部門や国内外の子会社に対して、業務執行の適正性や法令等の適合状況に関する内部監査を行いました。

3. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、市民社会に脅威を与える反社会的勢力に対して毅然として対応し、一切の関係を遮断することを基本方針として「倫理規範」及び「倫理行動基準」に定め、関係会社を含む当社グループ全体に展開しております。

また、管理部門を担当部署とし、所轄警察や顧問弁護士等の外部専門機関との連携を図ることによって、迅速な情報収集と的確な対応を行う体制を整備しております。

4. 会社の支配に関する基本方針

現在のところ、当社には、当社株式の大量買付に関する差し迫った具体的脅威は発生いたしておりません。また、そのような買付者が出現した場合の具体的な取り組み（いわゆる「敵対的買収防衛策」）をあらかじめ定めてはおりません。

しかしながら、株主の皆様から付託を受けた経営者の責務として、当社株式の取引状況や株主構成の異動の状況等を注視しつつ、当社株式の大量買付を企図する者が出現した場合には、社外の専門家も交えて、当該買付者の意図の確認、事業計画の評価及び交渉を行い、当該買付行為が当社の企業価値や株主の皆様との共同の利益に反すると認められた場合には、具体的な対抗措置の要否及びその内容等を速やかに決定のうえ開示し、措置の実施を検討してまいります。

~~~~~  
(本事業報告中の記載数字は、金額については表示単位未満を切捨て、比率その他については四捨五入しております。)

# 連結貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目                  | 金 額               | 科 目                        | 金 額               |
|----------------------|-------------------|----------------------------|-------------------|
| <b>資 産 の 部</b>       |                   | <b>負 債 の 部</b>             |                   |
| <b>流 動 資 産</b>       | <b>14,417,083</b> | <b>流 動 負 債</b>             | <b>2,591,163</b>  |
| 現金及び預金               | 9,050,508         | 買掛金                        | 1,330,120         |
| 受取手形及び売掛金            | 2,618,264         | 未払法人税等                     | 350,629           |
| たな卸資産                | 1,628,152         | 賞与引当金                      | 80,172            |
| その他                  | 1,125,393         | その他                        | 830,242           |
| 貸倒引当金                | △5,235            | <b>固 定 負 債</b>             | <b>1,058,339</b>  |
| <b>固 定 資 産</b>       | <b>10,422,921</b> | 長期未払金                      | 145,370           |
| <b>有 形 固 定 資 産</b>   | <b>6,757,071</b>  | 預り保証金                      | 25,699            |
| 建物及び構築物              | 2,558,949         | 預り敷金                       | 19,037            |
| 機械装置及び運搬具            | 1,048,165         | 繰延税金負債                     | 81,469            |
| 土地                   | 2,335,796         | 退職給付に係る負債                  | 747,271           |
| 建設仮勘定                | 358,172           | その他                        | 39,491            |
| その他                  | 455,988           | <b>負 債 合 計</b>             | <b>3,649,502</b>  |
| <b>無 形 固 定 資 産</b>   | <b>2,401,279</b>  | <b>純 資 産 の 部</b>           |                   |
| のれん                  | 1,806,888         | <b>株 主 資 本</b>             | <b>20,434,597</b> |
| 顧客関連資産               | 481,806           | 資本金                        | 6,791,682         |
| その他                  | 112,584           | 資本剰余金                      | 10,571,419        |
| <b>投 資 其 他 の 資 産</b> | <b>1,264,570</b>  | 利益剰余金                      | 3,364,509         |
| 投資有価証券               | 248,114           | 自己株式                       | △293,014          |
| 投資不動産                | 982,724           | <b>其 他 の 包 括 利 益 累 計 額</b> | <b>748,340</b>    |
| その他                  | 33,731            | その他有価証券評価差額金               | △3,070            |
| <b>資 産 合 計</b>       | <b>24,840,005</b> | 為替換算調整勘定                   | 796,967           |
|                      |                   | 退職給付に係る調整累計額               | △45,556           |
|                      |                   | <b>新 株 予 約 権</b>           | <b>7,564</b>      |
|                      |                   | <b>純 資 産 合 計</b>           | <b>21,190,502</b> |
|                      |                   | <b>負 債 純 資 産 合 計</b>       | <b>24,840,005</b> |

(注) 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。



# 連結損益計算書

(平成27年4月1日から  
平成28年3月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額     | 金 額        |
|-----------------|---------|------------|
| 売上高             |         | 12,182,898 |
| 売上原価            |         | 8,393,613  |
| 売上総利益           |         | 3,789,284  |
| 販売費及び一般管理費      |         | 2,859,021  |
| 営業利益            |         | 930,263    |
| 営業外収益           |         |            |
| 受取利息            | 10,458  |            |
| 受取配当金           | 780     |            |
| 家賃収入            | 50,946  |            |
| 特許権使用料収入        | 4,184   |            |
| 補助金収入           | 2,201   |            |
| その他             | 21,543  | 90,114     |
| 営業外費用           |         |            |
| 家賃収入原価          | 17,399  |            |
| 為替差損            | 8,724   |            |
| 持分法による投資損失      | 19,004  |            |
| その他             | 7,990   | 53,119     |
| 経常利益            |         | 967,258    |
| 特別利益            |         |            |
| 固定資産売却益         | 1,468   | 1,468      |
| 特別損失            |         |            |
| 固定資産売却損         | 35      | 35         |
| 税金等調整前当期純利益     |         | 968,692    |
| 法人税、住民税及び事業税    | 477,135 |            |
| 法人税等調整額         | △58,730 | 418,404    |
| 当期純利益           |         | 550,287    |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 |         | 550,287    |

(注) 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

(平成27年 4 月 1 日から  
平成28年 3 月31日まで)

(単位：千円)

|                          | 株 主 資 本   |            |           |          |            |
|--------------------------|-----------|------------|-----------|----------|------------|
|                          | 資 本 金     | 資本剰余金      | 利益剰余金     | 自己株式     | 株主資本合計     |
| 当連結会計年度期首残高              | 6,791,682 | 10,571,419 | 2,903,260 | △315,504 | 19,950,857 |
| 当連結会計年度変動額               |           |            |           |          |            |
| 剰余金の配当                   |           |            | △73,524   |          | △73,524    |
| 親会社株主に帰属する当期純利益          |           |            | 550,287   |          | 550,287    |
| 自己株式の処分                  |           | △15,513    |           | 22,490   | 6,976      |
| 利益剰余金から資本剰余金への振替         |           | 15,513     | △15,513   |          | —          |
| 株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額) |           |            |           |          |            |
| 当連結会計年度変動額合計             | —         | —          | 461,249   | 22,490   | 483,739    |
| 当連結会計年度末残高               | 6,791,682 | 10,571,419 | 3,364,509 | △293,014 | 20,434,597 |

|                          | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 |                      |                  |                   |
|--------------------------|-----------------------|----------------------|------------------|-------------------|
|                          | その他有価証券<br>評価差額金      | 為 替 換 算 定<br>調 整 勘 定 | 退職給付に係る<br>調整累計額 | その他の包括利益<br>累計額合計 |
| 当連結会計年度期首残高              | 6,482                 | 1,031,219            | 25,396           | 1,063,098         |
| 当連結会計年度変動額               |                       |                      |                  |                   |
| 剰余金の配当                   |                       |                      |                  |                   |
| 親会社株主に帰属する当期純利益          |                       |                      |                  |                   |
| 自己株式の処分                  |                       |                      |                  |                   |
| 利益剰余金から資本剰余金への振替         |                       |                      |                  |                   |
| 株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額) | △9,553                | △234,252             | △70,952          | △314,757          |
| 当連結会計年度変動額合計             | △9,553                | △234,252             | △70,952          | △314,757          |
| 当連結会計年度末残高               | △3,070                | 796,967              | △45,556          | 748,340           |

(単位：千円)

|                          | 新株予約権  | 純資産合計      |
|--------------------------|--------|------------|
| 当連結会計年度期首残高              | 8,947  | 21,022,903 |
| 当連結会計年度変動額               |        |            |
| 剰余金の配当                   |        | △73,524    |
| 親会社株主に帰属する当期純利益          |        | 550,287    |
| 自己株式の処分                  |        | 6,976      |
| 利益剰余金から資本剰余金への振替         |        | —          |
| 株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額) | △1,382 | △316,140   |
| 当連結会計年度変動額合計             | △1,382 | 167,599    |
| 当連結会計年度末残高               | 7,564  | 21,190,502 |

(注) 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

## 独立監査人の監査報告書

平成28年5月12日

株式会社精工技研  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 飯野 健一 ㊟  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 森田 浩之 ㊟  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社精工技研の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社精工技研及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 連結計算書類に係る監査役会の監査報告書

### 連結計算書類に係る監査報告書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第44期事業年度に係る連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、連結計算書類について取締役及び使用人等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る連結計算書類について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月19日

株式会社精工技研 監査役会

常勤監査役 森 保彦 ㊟

監査役 三好 徹 ㊟

監査役 相場 俊夫 ㊟

(注) 監査役三好 徹及び監査役相場俊夫は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

# 貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目                | 金 額               | 科 目                  | 金 額               |
|--------------------|-------------------|----------------------|-------------------|
| <b>資 産 の 部</b>     |                   | <b>負 債 の 部</b>       |                   |
| <b>流 動 資 産</b>     | <b>9,039,916</b>  | <b>流 動 負 債</b>       | <b>465,540</b>    |
| 現金及び預金             | 7,226,409         | 買掛金                  | 176,802           |
| 受取手形               | 144,554           | 未払金                  | 72,275            |
| 売掛金                | 826,146           | 未払費用                 | 129,876           |
| 商品                 | 38,072            | 未払法人税等               | 39,652            |
| 製品                 | 23,724            | 未払事業所税               | 11,759            |
| 仕掛品                | 119,351           | 預り金                  | 25,691            |
| 原材料                | 94,826            | 前受収益                 | 3,758             |
| 貯蔵品                | 2,503             | その他                  | 5,724             |
| 前払費用               | 4,108             | <b>固 定 負 債</b>       | <b>794,005</b>    |
| 関係会社短期貸付金          | 441,600           | 長期未払金                | 145,370           |
| 未収消費税等             | 26,639            | 退職給付引当金              | 451,122           |
| 未収入金               | 20,289            | 預り保証金                | 25,699            |
| 未収法人税等             | 61,009            | 預り敷金                 | 19,037            |
| その他                | 10,682            | 長期預り金                | 152,214           |
| <b>固 定 資 産</b>     | <b>11,738,866</b> | その他                  | 561               |
| <b>有 形 固 定 資 産</b> | <b>3,380,966</b>  | <b>負 債 合 計</b>       | <b>1,259,546</b>  |
| 建築物                | 1,058,514         | <b>純 資 産 の 部</b>     |                   |
| 構築物                | 13,303            | <b>株 主 資 本</b>       | <b>19,512,122</b> |
| 機械装置               | 203,440           | 資本金                  | 6,791,682         |
| 車両運搬具              | 2,984             | 資本剰余金                | 10,571,419        |
| 工具器具備品             | 67,398            | 資本準備金                | 10,571,419        |
| 土地                 | 2,035,325         | 利益剰余金                | 2,442,034         |
| <b>無 形 固 定 資 産</b> | <b>44,688</b>     | 利益準備金                | 1,697,920         |
| ソフトウェア             | 43,995            | その他利益剰余金             | 744,113           |
| 電話加入権              | 693               | 別途積立金                | 500,000           |
| <b>投資その他の資産</b>    | <b>8,313,210</b>  | 繰越利益剰余金              | 244,113           |
| 投資有価証券             | 18,490            | <b>自 己 株 式</b>       | <b>△293,014</b>   |
| 関係会社株式             | 3,567,637         | 評価・換算差額等             | △449              |
| 関係会社出資金            | 2,198,217         | その他有価証券評価差額金         | △449              |
| 投資不動産              | 836,580           | <b>新 株 予 約 権</b>     | <b>7,564</b>      |
| 関係会社長期貸付金          | 1,689,600         | <b>純 資 産 合 計</b>     | <b>19,519,237</b> |
| その他                | 2,684             | <b>負 債 純 資 産 合 計</b> | <b>20,778,783</b> |
| <b>資 産 合 計</b>     | <b>20,778,783</b> |                      |                   |

(注) 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

(平成27年 4 月 1 日から  
平成28年 3 月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目                    | 金       | 額              |
|------------------------|---------|----------------|
| 売 上 高                  |         | 3,173,916      |
| 売 上 原 価                |         | 2,199,132      |
| <b>売 上 総 利 益</b>       |         | <b>974,783</b> |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費    |         | 1,225,939      |
| <b>営 業 損 失</b>         |         | <b>251,156</b> |
| 営 業 外 収 益              |         |                |
| 受 取 利 息                | 26,280  |                |
| 受 取 配 当 金              | 355,975 |                |
| 家 賃 収 入                | 41,760  |                |
| 特 許 権 使 用 料 収 入        | 56,257  |                |
| 業 務 受 託 料              | 41,632  |                |
| 補 助 金 収 入              | 2,201   |                |
| そ の 他                  | 7,998   | <b>532,106</b> |
| 営 業 外 費 用              |         |                |
| 為 替 差 損                | 21,448  |                |
| 家 賃 収 入 原 価            | 8,741   |                |
| そ の 他                  | 529     | <b>30,719</b>  |
| <b>経 常 利 益</b>         |         | <b>250,231</b> |
| 特 別 利 益                |         |                |
| 固 定 資 産 売 却 益          | 850     | <b>850</b>     |
| <b>税 引 前 当 期 純 利 益</b> |         | <b>251,081</b> |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税  | 16,781  |                |
| 法 人 税 等 調 整 額          | △32     | <b>16,749</b>  |
| <b>当 期 純 利 益</b>       |         | <b>234,331</b> |

(注) 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から  
平成28年3月31日まで)

(単位：千円)

|                                    | 株 主 資 本   |            |                 |               |
|------------------------------------|-----------|------------|-----------------|---------------|
|                                    | 資 本 金     | 資 本 剰 余 金  |                 |               |
|                                    |           | 資 本 準 備 金  | そ の 他 資 本 剰 余 金 | 資 本 剰 余 金 合 計 |
| 当 期 首 残 高                          | 6,791,682 | 10,571,419 | —               | 10,571,419    |
| 当 期 変 動 額                          |           |            |                 |               |
| 剰 余 金 の 配 当                        |           |            |                 |               |
| 別 途 積 立 金 の 積 立                    |           |            |                 |               |
| 当 期 純 利 益                          |           |            |                 |               |
| 自 己 株 式 の 処 分                      |           |            | △15,513         | △15,513       |
| 利 益 剰 余 金 か ら<br>資 本 剰 余 金 へ の 振 替 |           |            | 15,513          | 15,513        |
| 株主資本以外の項目<br>の当期変動額(純額)            |           |            |                 |               |
| 当 期 変 動 額 合 計                      | —         | —          | —               | —             |
| 当 期 末 残 高                          | 6,791,682 | 10,571,419 | —               | 10,571,419    |

|                                    | 株 主 資 本   |                 |                  |                     |          |            |                |
|------------------------------------|-----------|-----------------|------------------|---------------------|----------|------------|----------------|
|                                    | 利 益 剰 余 金 |                 |                  |                     |          | 自 己 株 式    | 株 主 資 本<br>合 計 |
|                                    | 利 益 準 備 金 | そ の 他 利 益 剰 余 金 |                  | 利 益<br>剰 余 金<br>合 計 |          |            |                |
|                                    |           | 別 途 積 立 金       | 繰 越 利 益<br>剰 余 金 |                     |          |            |                |
| 当 期 首 残 高                          | 1,697,920 | 400,000         | 198,819          | 2,296,740           | △315,504 | 19,344,338 |                |
| 当 期 変 動 額                          |           |                 |                  |                     |          |            |                |
| 剰 余 金 の 配 当                        |           |                 | △73,524          | △73,524             |          | △73,524    |                |
| 別 途 積 立 金 の 積 立                    |           | 100,000         | △100,000         | —                   |          | —          |                |
| 当 期 純 利 益                          |           |                 | 234,331          | 234,331             |          | 234,331    |                |
| 自 己 株 式 の 処 分                      |           |                 |                  |                     | 22,490   | 6,976      |                |
| 利 益 剰 余 金 か ら<br>資 本 剰 余 金 へ の 振 替 |           |                 | △15,513          | △15,513             |          | —          |                |
| 株主資本以外の項目<br>の当期変動額(純額)            |           |                 |                  |                     |          |            |                |
| 当 期 変 動 額 合 計                      | —         | 100,000         | 45,293           | 145,293             | 22,490   | 167,784    |                |
| 当 期 末 残 高                          | 1,697,920 | 500,000         | 244,113          | 2,442,034           | △293,014 | 19,512,122 |                |



(単位：千円)

|                                        | 評価・換算差額等         |                | 新株予約権  | 純資産合計      |
|----------------------------------------|------------------|----------------|--------|------------|
|                                        | その他有価証券<br>評価差額金 | 評価・換算<br>差額等合計 |        |            |
| 当 期 首 残 高                              | 4,318            | 4,318          | 8,947  | 19,357,604 |
| 当 期 変 動 額                              |                  |                |        |            |
| 剰 余 金 の 配 当                            |                  |                |        | △73,524    |
| 別 途 積 立 金 の 積 立                        |                  |                |        | —          |
| 当 期 純 利 益                              |                  |                |        | 234,331    |
| 自 己 株 式 の 処 分                          |                  |                |        | 6,976      |
| 利 益 剰 余 金 か ら<br>資 本 剰 余 金 へ の 振 替     |                  |                |        | —          |
| 株 主 資 本 以 外 の 項 目 の<br>当 期 変 動 額 (純 額) | △4,768           | △4,768         | △1,382 | △6,151     |
| 当 期 変 動 額 合 計                          | △4,768           | △4,768         | △1,382 | 161,633    |
| 当 期 末 残 高                              | △449             | △449           | 7,564  | 19,519,237 |

(注) 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

# 会計監査人の監査報告書

## 独立監査人の監査報告書

平成28年5月12日

株式会社精工技研  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 飯野 健一 ㊟  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 森田 浩之 ㊟  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社精工技研の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第44期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査役会の監査報告書

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第44期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月19日

株式会社精工技研 監査役会

|       |    |    |   |
|-------|----|----|---|
| 常勤監査役 | 森  | 保彦 | ㊟ |
| 監査役   | 三好 | 徹  | ㊟ |
| 監査役   | 相場 | 俊夫 | ㊟ |

(注) 監査役三好 徹及び監査役相場俊夫は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題のひとつと考え、将来の投資に備えるための内部留保を考慮しながらも、安定した配当を継続的に行うことを基本にしております。

当期におきましては、当期業績及び当社の利益還元に対する基本方針、今後の事業展開等を勘案し、以下のとおり1株につき16円（前期に比べ8円増配）とさせていただきますと存じます。

期末配当に関する事項

1. 配当財産の種類  
金銭といたします。
2. 配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき16円 総額 147,212,224円
3. 剰余金の配当が効力を生じる日  
平成28年6月20日

## 第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由
  - (1) 「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が平成27年5月1日に施行されたことに伴い、新たな機関設計として監査等委員会設置会社制度が導入されました。つきましては、取締役会の監督機能の強化によるコーポレート・ガバナンスの充実の観点から、監査等委員会設置会社に移行することとし、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行うものであります。
  - (2) 改正会社法の施行により、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が拡大されたことに伴い、業務執行を行わない取締役との間で責任限定契約の締結を可能にし、今後も継続的に取締役として有用な人材の招聘を行い、その期待される役割を十分に発揮することができるよう、現行定款第31条を変更するものであります。なお、当該変更については、各監査役の同意を得ております。
  - (3) その他、上記の各変更に伴う所要の変更を行うものであります。
  - (4) 本議案は、本定時株主総会終了の時をもって、変更の効力が生じることといたします。
2. 変更の内容  
変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

| 現行定款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第1条～第3条 (条文省略)</p> <p>(機 関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役の他、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) 監査役</p> <p>(3) 監査役会</p> <p>(4) 会計監査人</p> <p>第5条～第19条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(員 数)</p> <p>第20条 当社の取締役は、7名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第21条 取締役は、株主総会の決議により選任する。</p> <p>2 (条文省略)</p> <p>3 (条文省略)</p> <p>(任 期)</p> <p>第22条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 <u>増員又は補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> | <p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第1条～第3条 (現行どおり)</p> <p>(機 関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役の他、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査等委員会</u><br/>(削除)</p> <p>(3) 会計監査人</p> <p>第5条～第19条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(員 数)</p> <p>第20条 当社の取締役<u>(監査等委員である者を除く。)</u>は、7名以内とする。</p> <p>2 <u>当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p> <p>(選任方法)</p> <p>第21条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会の決議により選任する。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 (現行どおり)</p> <p>(任 期)</p> <p>第22条 取締役<u>(監査等委員である者を除く。)</u>の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p>2 <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>3 <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> |

| 現行定款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第23条 代表取締役は、取締役会の決議により選定する。</p> <p>2 取締役会の決議により、取締役会長1名、取締役社長1名、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>第24条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第25条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第26条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(議事録)</p> <p>第27条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</p> <p>第28条 (条文省略)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益、<u>(以下、「報酬等」という。)</u>は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第30条 (条文省略)</p> | <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第23条 代表取締役は、<u>取締役(監査等委員である者を除く。)</u>の中から取締役会の決議により選定する。</p> <p>2 取締役会の決議により、<u>取締役(監査等委員である者を除く。)</u>の中から取締役会長1名、取締役社長1名、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>第24条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第25条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第26条 (現行どおり)</p> <p><u>(重要な業務執行の委任)</u></p> <p>第27条 <u>当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)</u>の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</p> <p>(議事録)</p> <p>第28条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。</p> <p>第29条 (現行どおり)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区分して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>第31条 (現行どおり)</p> |

| 現行定款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(社外取締役の責任限定契約)</p> <p>第31条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、500万円以上であらかじめ定めた額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p> <p>第5章 監査役及び監査役会<br/>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(員 数)</p> <p>第32条 当社の監査役は、5名以内とする。</p> <p>(選任方法)</p> <p>第33条 監査役は、株主総会の決議により選任する。</p> <p>2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(任 期)</p> <p>第34条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(常勤の監査役)</p> <p>第35条 常勤の監査役は、監査役会の決議により選定する。</p> | <p>(取締役の責任限定契約)</p> <p>第32条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等である者を除く。)との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、500万円以上であらかじめ定めた額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p> <p>第5章 監査等委員会<br/>(監査等委員会の招集通知)</p> <p>第33条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。</p> <p>(監査等委員会規程)</p> <p>第34条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款の他、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> |

| 現行定款                                                                                                                                                                  | 変更案   |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| <p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第36条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</p>                    | (削 除) |
| <p>(監査役会の決議方法)</p> <p>第37条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p>                                                                                               | (削 除) |
| <p>(議事録)</p> <p>第38条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</p>                                                            | (削 除) |
| <p>(監査役会規程)</p> <p>第39条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款の他、監査役会において定める監査役会規程による。</p>                                                                                               | (削 除) |
| <p>(報酬等)</p> <p>第40条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>                                                                                                                     | (削 除) |
| <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第41条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。</p>                                             | (削 除) |
| <p>(社外監査役の責任限定契約)</p> <p>第42条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、500万円以上であらかじめ定めた額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p> | (削 除) |



| 現行定款                                                                                                        | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p style="text-align: center;">第6章 計 算</p> <p>第43条～第46条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> | <p style="text-align: center;">第6章 計 算</p> <p>第35条～第38条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u></p> <p>当社は、第44回定時株主総会において決議された定款の一部変更の効力発生以前の行為に関し、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。</p> |

### 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）6名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、当社は監査等委員会設置会社となり、取締役全員は任期満了により退任となります。つきましては、監査等委員会設置会社に移行後の取締役（監査等委員である取締役を除く）6名の選任をお願いするものであります。本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとしてします。

取締役（監査等委員である取締役を除く）の候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                       | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                     | 所有する<br>当社の<br>株式数 |
|-------|------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| 1     | うえの まさとし<br>上野 昌利<br>(昭和23年2月25日生) | 昭和48年6月 当社入社 総務部長<br>昭和53年5月 当社取締役<br>昭和62年4月 当社常務取締役<br>平成10年4月 当社専務取締役<br>平成10年10月 当社代表取締役専務<br>平成13年6月 当社代表取締役社長（現任）<br>(重要な兼職の状況)<br>不二電子工業(株) 取締役                                                            | 912,000株           |
| 2     | きむら たもつ<br>木村 保<br>(昭和24年12月7日生)   | 昭和47年11月 当社入社<br>昭和60年5月 当社取締役<br>平成15年6月 当社常務取締役<br>平成23年7月 当社専務取締役（現任）<br>(重要な兼職の状況)<br>SEIKOH GIKEN USA, INC. 代表取締役会長<br>SEIKOH GIKEN EUROPE GmbH 代表取締役会長<br>杭州精工技研有限公司 董事長<br>大連精工技研有限公司 董事長<br>不二電子工業(株) 取締役 | 609,200株           |
| 3     | やなせ はるお<br>柳瀬 晴夫<br>(昭和32年10月14日生) | 昭和55年4月 新東海運(株)入社<br>昭和62年11月 (株)西武百貨店入社<br>平成7年2月 ジャガー・ジャパン(株)入社<br>平成12年6月 元気寿司(株)入社<br>平成13年2月 当社入社 経理課長<br>平成16年6月 当社取締役（現任）<br>(重要な兼職の状況)<br>不二電子工業(株) 取締役                                                   | 3,400株             |
| 4     | らい かんめい<br>來 関 明<br>(昭和37年3月25日生)  | 平成2年6月 特殊法人新技術開発事業団（現独立行政法人科学技術振興機構）研究員<br>平成7年4月 静岡大学工学部助教授<br>平成25年6月 当社取締役（現任）<br>平成28年4月 当社光学製品事業部長（現任）<br>(重要な兼職の状況)<br>杭州精工技研有限公司 董事 総経理<br>大連精工技研有限公司 董事                                                   | 40,000株            |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                        | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                 | 所有する<br>当社の<br>株式数 |
|-------|-------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| 5     | うえの じゅん<br>上野 淳<br>(昭和49年8月16日生)    | 平成14年2月 当社入社 経営企画室<br>平成22年7月 当社事業本部製造統括部本社製造部<br>副部長<br>平成23年3月 杭州精工技研有限公司出向 副総経理<br>平成25年11月 当社光学製品事業本部部長<br>大連精工技研有限公司出向 副総経理<br>平成27年6月 当社取締役(現任)<br>平成28年4月 当社経営企画室長(現任)<br>(重要な兼職の状況)<br>杭州精工技研有限公司 董事<br>大連精工技研有限公司 董事 | 329,000株           |
| 6     | おおくぼ かつひこ<br>大久保 勝彦<br>(昭和17年1月7日生) | 昭和40年4月 古河電気工業(株)入社<br>平成7年6月 同社取締役<br>平成11年6月 同社常務取締役 研究開発本部長<br>平成13年6月 同社専務取締役 情報通信部門担当<br>平成16年6月 同社顧問<br>平成18年6月 当社取締役(現任)<br>(重要な兼職の状況)<br>(株)大久保技術経営研究所 代表取締役                                                          | 2,000株             |

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 大久保勝彦氏は、社外取締役候補者であります。
3. 大久保勝彦氏は光通信業界に精通されており、会社経営に関与された経験があります。その豊富な知識や経験を当社の経営に活かしていただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
4. 大久保勝彦氏は、現在当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって10年となります。
5. 大久保勝彦氏と当社との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、5百万円又は法令の定める最低責任限度額のいずれが高い額としており、同氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
6. 当社は、大久保勝彦氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。同氏の再任が承認された場合は、同氏は引き続き独立役員となる予定であります。

#### 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、当社は監査等委員会設置会社となります。つきましては、監査等委員会設置会社に移行後の監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

なお、本議案につきましては監査役会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                       | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                          | 所有する<br>当社の<br>株式数 |
|-------|------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| 1     | もり やすひこ<br>森 保彦<br>(昭和26年6月17日生)   | 昭和49年3月 不動産建設(株)入社<br>平成13年6月 同社経営管理本部人事部長<br>平成14年7月 当社入社 管理グループリーダー<br>平成22年6月 当社監査役(現任)                                                                                                                             | 1,900株             |
| 2     | みよし とおる<br>三好 徹<br>(昭和22年4月15日生)   | 昭和51年4月 弁護士登録<br>昭和53年9月 三好徹法律事務所開設<br>平成14年6月 当社監査役(現任)<br>(重要な兼職の状況)<br>三好総合法律事務所 所長<br>(株)オーハシテクニカ 社外監査役                                                                                                            | 4,000株             |
| 3     | あいば としお<br>相場 俊夫<br>(昭和36年10月19日生) | 昭和60年10月 中央監査法人入所<br>平成元年3月 公認会計士登録<br>平成2年7月 中央クーパーズスライブランドコンサルティング(株)入社<br>平成12年4月 中央青山監査法人入所<br>平成13年5月 相場公認会計士事務所開設<br>平成16年6月 当社監査役(現任)<br>(重要な兼職の状況)<br>(有)オーシーエムコンサルタント 代表取締役<br>相場公認会計士事務所 所長<br>不二電子工業(株) 監査役 | 8,400株             |

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。  
2. 三好 徹、相場俊夫の両氏は社外取締役候補者であります。  
3. 相場俊夫氏は、当社の完全子会社である不二電子工業(株)の監査役(非常勤)であります。  
4. 三好 徹氏には弁護士として、相場俊夫氏には公認会計士としてそれぞれ培われた専門的な知識・経験等を、当社の経営監視・コーポレートガバナンス強化に活かしていただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。  
5. 三好 徹、相場俊夫の両氏は現在当社の社外監査役であり、その就任してからの年数は、本総会終結の時をもって三好 徹氏が14年、相場俊夫氏が12年となります。  
6. 三好 徹、相場俊夫の両氏と当社の間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、5百万円又は法令の定める最低責任限度額のいずれか高い額としており、両氏が原案どおり選任された場合には、同様の責任限定契約を締結する予定であります。  
7. 当社は、三好 徹、相場俊夫の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。両氏が原案どおり選任された場合には、あらためて両氏を独立役員として届け出る予定であります。

**第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件**

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、当社は監査等委員会設置会社となります。つきましては、監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。また、当該補欠の監査等委員である取締役については、監査等委員である取締役の員数を欠いたことを就任の条件とし、その任期については前任者の任期の満了する時までといたします。

なお、本議案につきましては監査役会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

| 氏名<br>(生年月日)                       | 略歴、当社における地位<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                      | 所有する<br>当社の<br>株式数 |
|------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| からさわ まさたか<br>唐沢昌敬<br>(昭和20年7月20日生) | 昭和48年7月 唐沢公認会計士事務所開設<br>平成2年9月 中央青山監査法人代表社員<br>平成12年7月 学校法人北里学園常任理事<br>平成17年4月 青山学院大学大学院 会計プロフェッション<br>研究科教授<br>平成25年7月 学校法人東京医科大学 常務理事(現任)<br>社会学博士・公認会計士・税理士 | 1,100株             |

- (注) 1. 当社は候補者 唐沢昌敬氏と経営に関する顧問契約を締結しております。  
 2. 唐沢昌敬氏は、補欠の社外取締役候補者であります。  
 3. 唐沢昌敬氏は、公認会計士や税理士として財務及び会計に関する専門知識を有するばかりでなく、社会学や経営学、組織論等に精通されておられます。企業経営や企業統治に係る識見も高く、多数の著書を出され、大学でも教鞭を揮っておられました。同氏にはそうした知識や経験を活かし、当社の経営を監督していただけるものと判断し、補欠の監査等委員である取締役(社外取締役)として選任をお願いするものであります。  
 4. 唐沢昌敬氏が監査等委員である取締役(社外取締役)として就任した場合、当社は同氏との間で会社法第427条第1項及び当社定款の規定による責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基づく会社法第423条第1項の損害賠償責任の限度額は、5百万円又は法令の定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。  
 5. 唐沢昌敬氏が監査等委員である取締役(社外取締役)として就任した場合、当社は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出を行う予定であります。

## 第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額設定の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、当社は監査等委員会設置会社となります。

当社の取締役に対する報酬額は、平成10年3月5日開催の臨時株主総会において月額3千万円以内とご承認いただき、当該枠内で固定報酬及び取締役賞与を支給しております。今般、監査等委員会設置会社へ移行するにあたり、取締役賞与に替えて、業務執行取締役に対する新たな単年度業績連動報酬制度を導入するほか、昨今の経済情勢等諸般の事情を考慮し、取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額を年額10億円以内（うち社外取締役分は年額2千万円以内）と定めることとさせていただきたいと存じます。

また、取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたしく存じます。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として効力を生じるものとし、第2号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く）6名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、この報酬額の対象となる取締役（監査等委員である取締役を除く）の員数は6名（うち社外取締役1名）となります。

## 第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、当社は監査等委員会設置会社となります。

つきましては、監査等委員である取締役の職務と責任を考慮し、監査等委員である取締役の報酬額を年額2億円以内と定め、各監査等委員である取締役に対する具体的な金額、支給時期等の決定につきましては、監査等委員である取締役の協議によることとさせていただきたいと存じます。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として効力を生じるものとし、第2号議案「定款一部変更の件」及び第4号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、この報酬額の対象となる監査等委員である取締役の員数は3名（うち社外取締役2名）となります。

## 第8号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬等の額及び内容決定の件

### 1. 提案の理由及び内容を相当とする理由

本議案は、当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。以下も同様。）の報酬と当社の中長期的な業績及び株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主の皆様と共有することにより、当社の持続的な成長と企業価値向上に貢献する意識を高めることを目的として、「業績連動型株式報酬制度」（以下「本制度」という。）の導入をお願いするものであります。

本議案は、第6号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額設定の件」の報酬限度額とは別枠で、新たな業績連動型株式報酬を取締役に対して与えることについて、ご承認をお願いするものであります。本制度の詳細につきましては、下記2. の枠内で、取締役会にご一任いただきたくと存じます。なお現在、当社の取締役は、社外取締役を含めると6名（うち社外取締役1名）ですが、第2号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く）6名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、本制度の対象となる取締役の員数は5名となります。

### 2. 本制度における報酬等の額・内容等

#### (1) 本制度の概要

本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（以下「本信託」という。）が当社株式を取得し、役位、業績達成度等に応じて当社が各取締役に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が、本信託を通じて各取締役に交付されるという業績連動型の株式報酬であります。なお、取締役が当社株式等の交付を受ける時期は、原則として取締役の退任時といたします。

#### (2) 本制度の対象者

当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）といたします。

#### (3) 取締役に交付される当社株式数の算定方法とその上限

##### ① 取締役に対するポイントの付与方法及びその上限

当社は、取締役会で定める株式交付規程に基づき、各取締役にに対し、本信託の信託期間中の毎年所定の日に、役位及び業績達成度等により算定される数のポイントを付与いたします。

ただし、当社が取締役に付与するポイントの総数は1事業年度当たり30,000ポイントを上限といたします。これは、現在の取締役への役員報酬の支給水準、員数の動向と今後の見込等を総合的に勘案して決定したものであり、相当であるものと判断しております。

② 付与されたポイントの数に応じた当社株式の交付

各取締役に交付すべき当社株式の数は、当社取締役に付与されたポイント数に1.0（ただし、当社株式について、株式分割・株式併合等、交付すべき当社株式数の調整を行うことが合理的であると認められる事象が生じた場合には、かかる分割比率・併合比率等に応じて、合理的な調整を行うものとする。）を乗じた数とします。

(4) 当社が拠出する信託金の上限額

当社は、本制度により当社株式を取締役に交付するのに必要な当社株式の取得資金として、当該信託期間3年間に2億円を上限とする金銭を取締役に対する報酬として拠出し、一定の要件を満たす取締役を受益者として本信託を設定いたします。本信託は、当社が信託した金銭（※）を原資として、当社株式を、株式市場を通じて、又は当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得いたします。

※当社が実際に本信託に信託する金銭は、上記の当社株式の取得資金のほか、信託報酬、信託管理人報酬等の必要費用の見込額を合わせた金額となります。なお、信託期間の満了時において、当社の取締役会の決議により、信託期間を3年毎に延長し（当社が設定する本信託と同一の目的の信託に本信託の信託財産を移転することにより実質的に信託契約を延長することを含む。以下も同様。）本制度を継続することがあります。この場合、当社は本制度により取締役に交付するのに必要な当社株式の追加取得資金として、延長した信託期間毎に2億円を上限として本信託に追加拠出することといたします。（ただし、かかる追加拠出を行う場合において、延長する前の本信託の期間の末日に信託財産内に残存する当社株式（取締役に付与されたポイント数に相当する当社株式で、取締役に対する交付が未了であるものを除く。）及び金銭（以下「残存株式等」という。）があるときには、残存株式等の金額（当社株式については帳簿価格とする。）と追加拠出される金銭の合計額は、本議案で承認を得た上限の範囲内とする。）

また、この場合には、延長された本信託の信託期間内に前記（3）のポイント付与及び後記（5）の当社株式の交付を継続します。



ただし、上記によるポイント付与を継続しない場合であっても、信託期間の満了時において、すでにポイントを付与されているもののまだ退任していない取締役がある場合には、当該取締役が退任し当社株式の交付が完了するまで、本信託の信託期間を延長することがあります。

(5) 各取締役に対する当社株式等の交付

各取締役に対する当社株式の交付は、各取締役がその退任時に所定の受益者確定手続きを行うことにより、本信託から行われます。ただし、このうち一定割合の当社株式については、本信託内で売却換金したうえで、当社株式に代わり金銭で交付します。また、本信託内の当社株式について公開買付に応募して決裁された場合等、本信託内の当社株式が換金された場合には、当社株式に代わり金銭で交付する場合があります。

**第9号議案** ストックオプションとして新株予約権を発行する件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、以下の要領により、当社の使用人及び当社子会社の使用人に対して無償にて発行するストックオプションとしての新株予約権に関する募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、ご承認をお願いいたしますと存じます。

1. 特に有利な条件により新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由  
当社の長期的な企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めること等を目的として、当社の使用人及び当社子会社の使用人に対し、ストックオプションとしての新株予約権を無償で発行いたしたいと存じます。
2. 本総会において決定する事項に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の数の上限及び金銭の払込みの要否
  - (1) その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の数の上限  
下記3. に定める内容の新株予約権1,600個を上限とする。  
なお、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の数は、当社普通株式160,000株を上限とし、下記3. (1) により付与株式数(以下に定義される。)が調整された場合は、調整後付与株式数に上記新株予約権の上限数を乗じた数を上限とする。
  - (2) その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権につき、金銭の払込みを要しないこととする。

### 3. 本総会において決定する事項に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容

#### (1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は100株とする。

ただし、新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）以降、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同様。）又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割又は株式併合の比率

当該調整後付与株式数を適用する日については、(3) ② i の規定を準用する。

また、上記のほか、割当日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下「新株予約権者」という。）に通知又は公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告する。

#### (2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）の当社の属する金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値がない場合は、それに先立つ直近の取引日の終値。）のいずれか高い金額とする。ただし、行使価額は下記(3)に定める調整に服する。

### (3) 行使価額の調整

- ① 割当日以降、当社が当社普通株式につき、次の i 又は ii を行う場合、行使価額をそれぞれ次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

i 当社が株式分割又は株式併合を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割又は株式併合の比率}}$$

- ii 当社が時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券の転換又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使による場合を除く。）

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

- a 行使価額調整式に使用する「時価」は、下記②に定める「調整後行使価額を適用する日」（以下「適用日」という。）に先立つ45取引日目に始まる30取引日における当社の属する金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。以下同様。）の平均値（終値のない日を除く。）とする。なお、「平均値」は、円位未満小数第2位を四捨五入して小数第1位まで算出する。
- b 行使価額調整式に使用する「既発行株式数」は、基準日がある場合はその日、その他の場合は適用日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式総数から当社が保有する当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とする。
- c 自己株式の処分を行う場合には、行使価額調整式に使用する「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

- ② 調整後行使価額を適用する日は、次に定めるところによる。

- i 上記① i に従い調整を行う場合の調整後行使価額は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときは、その効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後行使価額は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

なお、上記ただし書に定める場合において、株式分割のための基準日の翌日から当該株主総会の終結の日までに新株予約権を行使した（かかる新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の数を、以下「分割前行使株式数」という。）新株予約権者に対しては、交付する当社普通株式の数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数はこれを切り捨てる。

$$\text{新規発行株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{分割前行使株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

ii 上記① ii に従い調整を行う場合の調整後行使価額は、当該発行又は処分の払込期日（払込期間が設けられたときは、当該払込期間の最終日）の翌日以降（基準日がある場合は当該基準日の翌日以降）、これを適用する。

③ 上記① i 及び ii に定める場合の他、割当日以降、他の種類株式の普通株主への無償割当て又は他の会社の株式の普通株主への配当を行う場合等、行使価額の調整を必要とする場合には、かかる割当て又は配当等の条件等を勘案の上、当社は合理的な範囲で行使価額を調整することができる。

④ 行使価額の調整を行うときは、当社は適用日の前日までに、必要な事項を新株予約権者に通知又は公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告する。

(4) 新株予約権を行使することができる期間

割当日後2年を経過した日から3年間とする。

(5) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

- (6) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
- (7) 新株予約権を行使した際に生じる1株に満たない端数の取決め  
新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てる。
- (8) その他の新株予約権の行使の条件  
新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができない。

以 上



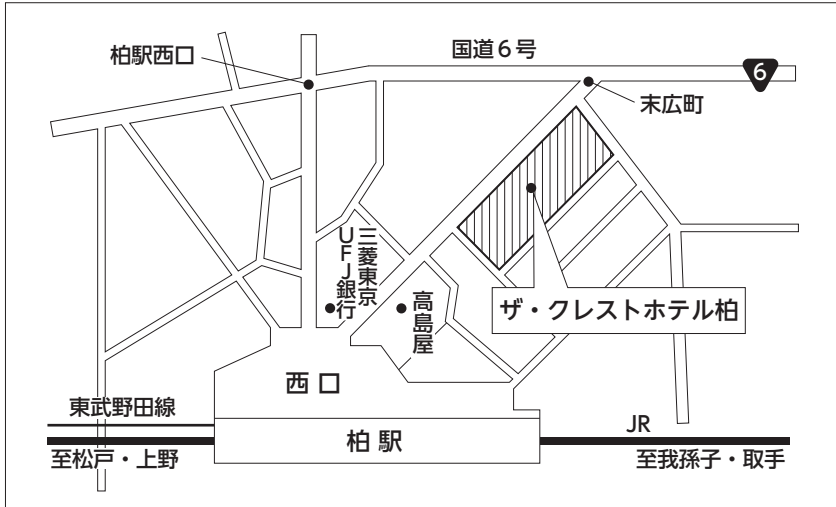


## 株主総会会場ご案内図

会場：千葉県柏市末広町14番1号

ザ・クレストホテル柏4階 クレスト

電話 (04)7146-1111 (代表)



- 交通機関  
JR常磐線・東武野田線 柏駅西口徒歩2分

UD  
FONT

